大学院自主研修実施要綱

平成14年3月29日制定
令和８年４月１日改正

第１　目的

自らの主体的な意志をもって能力の開発・向上に努める職員に対し、仕事と両立した学習の環境と大学院教育の機会を提供することにより、地方分権時代の県行政を担う高度で実践的な専門知識を持った人材を育成する。

第２　研修の形態

１　配属された所属において通常の勤務に従事しながら、大学院の正規課程に入学し修士又は博士の学位の取得に取り組む職員に対し、人事及び服務上の支援措置を講じる。

２　講義科目の履修等は職務外の自己啓発活動とし、勤務時間以外の時間（第５の２の規定により職務専念義務を免除された時間を含む。）を活用して行うものとする。また、大学院入学から修了までの間に必要な手続は、職員自身の責任において行うものとする。

３　必要な経費は全て研修対象者の負担とする。

第３　対象職員

当該年度末において満55歳未満の課長補佐級以下の職員（他団体等への派遣職員（割愛退職者を除く。）を含み、教育職員、警察本部職員、当該年度の退職予定者、任期付職員、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、他団体等からの出向者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者

(1) 勤務成績が優秀で心身ともに健全であり、かつ、学習意欲が旺盛であること

(2) 大学院への入学資格を有すること（大学院が独自に資格認定する場合を含む。）

(3) 支援措置の対象年度の４月１日現在で勤続年数が５年以上であること

第４　対象とする課程

大学院の博士前期（修士）又は博士後期の正規課程で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすもの（通信制の大学院及び放送大学大学院にあっては、(3)の要件を除く。）

(1) 政策形成能力の養成又は担当職務若しくは職種の専門性の向上に資すると認められること。

(2) 勤務時間以外の時間における活動により修了できる制度（夜間・土日開講制、通信制等）が整えられていること。

(3) 勤務公署からの通学が可能であること。

第５　支援措置の内容

１　人事上の配慮

必要に応じ、大学院への通学が可能な所属に配置換を行う。

２　服務上の配慮

学位を取得するうえで必要と認められる活動について、申請に基づき職務専念義務の一部を免除する。

(1) 承認事由

ア　授業科目の履修又は指導教員による研究指導

イ　通信制の大学院又は放送大学大学院における面接授業及び研究指導

ウ　研究課題に関連した学会への参加

(2) 承認期間

１年につき 15 日（博士後期課程は 30 日）の範囲内で必要と認められる期間。

ただし、上記(1)のアに該当する場合は、集中講義等を受講する場合を除き、１週間について４時間（博士後期課程は８時間）以内の連続した時間に限るものとする。

第６　研修期間

研修期間は、原則として、博士前期（修士）課程は２年間、博士後期課程は３年間（長期にわたる教育課程により履修が認められた場合は、当該修業年限による。）とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、研修期間をそれぞれ１年間延長することができるものとする。

第７　対象職員数

支援措置の対象とする職員の数は、総務部長が別に定めるものとする。

第８　研修対象者の決定方法

１　研修対象者の募集は、毎年度、総務部長が期間を定めて行う。

２　支援措置を希望する職員は、研修意向調書（別記様式１）により所属長に申出を行い、所属長はこれに研修推薦書（別記様式２）を添え、主管課を経由して総務部長に提出する。

３　総務部長は、提出された書類の審査、面接の結果等を総合して支援候補者を選抜し、支援候補者のうち志望する大学院の入学者選考に合格した者を研修対象者として決定する。

第９　研修計画書の提出

１　研修対象者として決定された職員は、毎年度、入学月の月末までに研修計画書(別記様式３）により、所属及び主管課を通じて総務部長に当該年度の研修計画を届け出なければならない。また、年度の途中で研修計画に変更が生じた場合は、その内容を速やかに総務部長に報告しなければならない。

２　研修対象者は、上記の研修計画を実施するため第５の２に定める服務上の配慮措

置（職務専念義務の免除）の適用を希望する場合には、あらかじめ職務専念義務免除承認願に研修計画書を添えて提出し、所属長を経由して承認権者の承認を受けなければならない。

3　研修対象者は、上記の承認に基づく職務専念義務の免除を得ようとする場合には、その都度休暇簿に事由及び時間を記載し、所属長の確認を得なければならない。

第10　研修実績の報告

研修対象者は、毎年度３月 20 日までに研修実績報告書（別記様式４）により、所属及び主管課を通じて総務部長に当該年度の研修実績を報告しなければならない。

第11　その他

1　職務専念義務の免除は、勤務時間を充てることがやむを得ないと認められる事情があり、かつ、職務専念義務を免除することによって業務上又は服務管理上の支障を来すような事情がないと認められる場合に限り承認するものとする。

2　この要綱に定めるもののほか、本研修の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年４月１日から実施する。

附則

この要綱は、令和２年５月18日から実施する。

附則

（試行期間）

1　この要綱は、令和２年12月10日から実施する。

（経過措置）

2　この要綱施行の際、令和２年度以前に決定した研修対象者の費用の助成については、なお、従前の例による。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から実施する。